

枚方市規則第 34 号

職員の育児休業等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年枚方市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第14条の2（見出しを含む。）中「第19条第2号ロ」を「第19条第2号」に改める。

第15条の2中「類する承認」の次に「又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年枚方市条例第1号）第15条の4に規定する子育て部分休暇の承認」を加える。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

(育児休業条例第23条に規定する規則で定める措置)

第18条 育児休業条例第23条に規定する規則で定める措置は、同条の申出をした職員に対する育児休業に関する制度の周知その他の育児休業に関する事項を知らせる措置及び育児休業の承認の請求に係る当該申出をした職員の意向を確認するための面談その他の意向を確認するための措置とする。

2 任命権者は、職員が育児休業条例第23条の申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(育児休業条例第24条に規定する規則で定める措置)

第19条 育児休業条例第24条に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 育児休業に係る勤務環境の整備

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年枚方市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第19条第5項中「第15条第1項第3号」を「第15条第1項第2号」に改め、同条第6項中「第15項第1項」を「第15条第1項」に改める。

第19条の3第1項中「第15条の2第1項第2号」を「第15条の2第1項」に改め、同条第3項第1号中「規定する部分休業の承認」の次に「、育児休暇の承認その他これに類する承認又は子育て部分休暇の承認」を加え、同号及び同項第2号中「当該部分休業の承認を受けて」を「当該」に改める。

第19条の4の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第19条の5 条例第15条の4第1項の規則で定める職員は、短時間勤務職員（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第4項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第5項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）、会計年度任用職員及び臨時的任用職員とす

る。

2 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

3 子育て部分休暇は、1日を通じ、終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認、育児休暇の承認その他これに類する承認又は介護時間休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第21条の見出し中「及び障害のある職員の健康管理休暇」を「、障害のある職員の健康管理休暇及び子育て部分休暇」に改め、同条中「又は障害のある職員の健康管理休暇」を「、障害のある職員の健康管理休暇又は子育て部分休暇」に、「又は第15条の3第1項」を「、第15条の3第1項又は第15条の4第1項」に改める。

第23条の見出し中「及び障害のある職員の健康管理休暇」を「、障害のある職員の健康管理休暇及び子育て部分休暇」に改め、「又は障害のある職員の健康管理休暇届」を「、障害のある職員の健康管理休暇届又は子育て部分休暇届」に改め、同条第2項中「又は障害のある職員の健康管理休暇」を「、障害のある職員の健康管理休暇又は子育て部分休暇」に、「又は障害のある職員の健康管理休暇票（様式第8号）」を「、障害のある職員の健康管理休暇票（様式第8号）又は子育て部分休暇票（様式第9号）」に改め、同条第5項中「及び障害のある職員の健康管理休暇届」を「、障害のある職員の健康管理休暇届及び子育て部分休暇届」に改める。

第25条中「障害のある職員の健康管理休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

別表第7の1の表長期在職休暇の項中「52歳に達する職員（任期付職員及び指導主事等を除く。）」の次に「であって在職期間が10年以上であるもの」を加える。

様式第8号の次に次の1様式を加える。

年度 子育て部分休暇票

承認を受けた休暇の期間 年 月 日 ～ 年 月 日	職・氏名
----------------------------------	------

※ 子育て部分休暇取得年月日	※ 子育て部分休暇取得時間	※ 子育て部分休暇 取得時間数	※ 月累計時間数	※ 請求印	承認印	担当者 手入印
月 日	時 分から 時 分まで		(月累計)			
月 日	時 分から 時 分まで		(月累計)			
月 日	時 分から 時 分まで		(月累計)			
月 日	時 分から 時 分まで		(月累計)			
月 日	時 分から 時 分まで		(月累計)			
月 日	時 分から 時 分まで		(月累計)			
月 日	時 分から 時 分まで		(月累計)			
月 日	時 分から 時 分まで		(月累計)			
月 日	時 分から 時 分まで		(月累計)			
月 日	時 分から 時 分まで		(月累計)			
月 日	時 分から 時 分まで		(月累計)			
月 日	時 分から 時 分まで		(月累計)			

備考 ※の欄は、職員が記入し、又は押印して、所属長の承認を受けること。

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和61年枚方市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中第15号を第16号とし、第12号から第14号を1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 勤務時間条例第16条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合は、その勤務しなかつた全期間

第12条第3項中「第12号」を「第13号」に、「第15号」を「第16号」に改める。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この規則は、令和4年4月1日から施行する。